

## 神奈川県パークゴルフ協会連合会規約

### (名称)

第1条 本会は、神奈川県パークゴルフ協会連合会（以下「連合会」という）と称する。

### (目的)

第2条 連合会は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）の会員、加盟団体（以下「加盟団体」という。）として、日本協会の事業の円滑な推進と、連合会に加入する加盟団体相互の交流と親睦を深め、心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 連合会は前条の目的達成のため、加盟団体と連携を図り次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の育成強化
- (2) 加盟団体相互の交流と親睦
- (3) 普及指導に関する研修会等の開催
- (4) 各種親睦大会の開催
- (5) 日本協会指導員及びアドバイザー認定講習会の開催
- (6) 日本協会公認コース確認業務及びコース造成の指導助言
- (7) その他必要な事業

### (構成)

第4条 連合会は、定款第6条第2項第2号に規定する市町村パークゴルフ団体（政令指定都市の区の団体を含む。以下「市町村団体」という。）をもって構成する。この場合において、この連合会の目的に賛同する定款第6条第3項及び第4項に規定するコース会員を賛助会員とすることが出来る。

### (役員及び任期)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 会長     | 1名     |
| (2) 副会長    | 若干名    |
| (3) 理事     | 14 協会長 |
| (4) 事務局長   | 1名     |
| (5) 事務局次長  | 1名     |
| (6) 指導普及部長 | 1名     |
| (7) 主任指導員  | 1名     |
| (8) 会計     | 1名     |
| (9) 会計監査   | 2名     |

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要があれば、顧問、名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は次により選任する。

- (1) 会長、副会長、会計監査は総会で選出する。
- (2) 理事は、加盟団体から推薦のあった者を選任する。
- (3) 事務局長、事務局次長、会計は、会長が委嘱する。
- (4) 指導普及部長、主任指導員は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し連合会の業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長職務を代行する。
- (3) 理事は、連合会の企画運営に当たる。
- (4) 事務局長は、会務を掌理する。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐し、会務を遂行する。
- (6) 指導普及部長は、連合会事業遂行に参画し、会員の指導育成に当たる。
- (7) 主任指導員は指導普及部長を補佐し、連合会事業遂行に協力する。
- (8) 会計は、連合会の会計、経理を掌る。
- (9) 会計監査は、連合会の業務執行状況及び財務を監査し、その結果を役員に報告する。

(総会)

第8条 総会は、加盟団体の理事、役員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改廃
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 会長、副会長、会計監査の選出
  - (5) 日本協会関連議案の審議
  - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 総会は、毎年度当初に会長が招集し、開催する。
  - 3 総会の議長は、総会で選出する。
  - 4 総会は、代議員の2分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(理事会)

第9条 理事会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集し、開催する。
  - 3 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。
  - 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(事務局)

第10条 連合会の事務局は 神奈川県南足柄市竹松 816 番地 1 号に置く。

(運営経費)

第 11 条 連合会の運営経費は、加盟団体の納入する年会費、賛助会費、日本協会の交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 年会費は、加盟団体、会員数に関係なく 5 千円とする。

3 理事会出席の日当は、交通費込みで横浜・川崎・横須賀・相模原・藤沢・湯河原は 2,000 円、その他の地区は 1,000 円を支払う。その他の地区であっても自宅から 20 km以上の人には 2,000 円を支払う。

4 大会の待機役員、連合会代表の出張、講習会関係、その他日当として、1 日日当 2,000 円、半日日当 1,000 円を支払うことができる。

(報告の義務)

第 12 条 会長は、毎年度次の事項を日本協会に報告しなければならない。

(1) 事業計画と前年度事業実施状況

(2) 予算及び前年度決算の状況

(3) 連合会加入加盟団体名簿及び当該加盟団体会員数

(4) 規約の改正状況

(5) その他本部が必要とする事項

(表彰)

第 13 条 日本協会指導員として 10 年以上指導業務に貢献し、勇退した者に対し、協会長の推薦を経て表彰する。

(会計年度)

第 14 条 連合会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則 1

1 この規約は、平成 15 年 7 月 12 日から施行する。

2 神奈川県支部規約は廃止する。

3 平成 17 年 3 月 26 日 年会費を改定

4 第 5 条(2)副会長を若干名とすると改定 (平成 22 年 5 月 16 日)

5 第 5 条 4 項 (必要があれば、顧問、名誉会長を置くことができる) を加える (平成 22 年 5 月 16 日)

6 名称変更により公益社団法人日本パークゴルフ協会 (以下日本協会) に変更 (平成 23 年 3 月 1 日)

7 第 5 条(5)に事務局次長 1 名を加える。以下(5)→(6)指導普及部長に(6)→(7)会計に(7) →(8) 会計監査になる。(平成 24 年 5 月 13 日)

8 第 11 条 3 4 を追加 (平成 29 年 5 月 20 日)

9 第 13 条 (表彰) を追加 それにより 会計年度は第 14 条 その他は第 15 条に繰り下がる。(平成 29 年 5 月 20 日)

10 第 5 条 (7) 会計 2 名を 1 名に変更する。(令和元年 5 月 3 日)

11 第 10 条 所在地を明記する。(令和元年 5 月 3 日)

- 12 第 11 条 3 項に横浜を加える。(令和 2 年 5 月 7 日)
- 13 同条 4 項をできる規定に変更し、半日日当 1,000 円を設ける。(令和 2 年 5 月 7 日)
- 14 付則 2 を設ける。付則を付則 1 とする。(令和 2 年 5 月 7 日)

#### 付則 2 第 15 条関係

- 1 会計担当者に年額 1 万円の手当を出す。事務局長手当年額 1 万円を出すことについては再確認した。(平成 31 年 1 月 26 日理事会)
- 2 ねりんピック特命担当を事務局内におく。会長が委嘱し、期間は令和 3 年 4 月 1 日からねりんピック神奈川 2022 の事務処理が終了する令和 5 年 3 月 31 日までとする。担当に年額 1 万円を支給する。(令和 3 年 4 月 29 日理事会)
- 3 分科会参加の日当は、交通費込みで規約第 11 条第 3 号を準用する。(令和 4 年 4 月 28 日理事会)
- 4 連合会会長に年額 1 万円、副会長・事務局次長に年額 5 千円の手当を支給する。(令和 4 年 5 月 10 日総会)